

令和3年新島地区夏期申し合わせ事項

広報にいじまお知らせ版 No.14

～以下のことをお守りください～

※この申し合わせ事項の期間は7月23日（金）～ 8月31日（火）までとします。

★お客様の目に入られる場所にご掲示ください。

◎港湾施設の管理について

- (1) 見送り、出迎えの車、バイク、自転車等の乗り入れは指定された駐車場以外は禁止としますので送迎車輛は駐車場に駐車してください。
- (2) 船客待合所付近は船の発着時間帯は車両の混雑が予想されますので、通行は警察官等の指示に従ってください。
- (3) 新島港及び新島空港の駐車場は駐車スペースが限られているため、離島の際の長期駐車はご遠慮ください。(特にお盆の期間中はご遠慮ください)
- (4) 岸壁付近での遊泳は禁止します。
- (5) 港湾岸壁上での火気の使用は全面禁止です。
- (6) 正当な理由なく港湾施設に立ち入ることは、東京都港湾管理条例で禁止されています。
- (7) 島内全域（港湾・漁港・空港周辺）においてドローンを飛行される場合は、法律等により飛行区域が限定されていますので、港湾空港管理事務所まで事前にご一報ください。

◎海水浴場での事故防止について

- (1) コロナ禍の影響から黒根・森三下以外の海水浴場はライフセーバーが常駐できず巡回対応となる日もあることから、海水浴場の状況によっては遊泳をお控えくださるなど安全に心がけてください。
※遊泳・海遊びの際はライフセーバー配備の有無にかかわらず、できるだけ複数で行うなど安全への配慮をお願いします。
- (2) ライフガードタワーに遊泳禁止の時は赤旗、遊泳注意の時は黄旗を掲げ案内しますので厳守してください。
※ライフガード配備期間8月7日（土）～8月31日（火）ただし、遊泳場によっては巡回対応のみとなる日もありますのでご注意ください。
- (3) 本村前浜海岸及び若郷前浜海岸については、遊泳区域ブイより沖に出ないでください。
- (4) 各海水浴場での注意
 - ア 羽伏浦海岸での遊泳は、砂浜の状態により全域遊泳禁止となる場合もあります。ただしサーフィン・ボディボードは可とします。
 - イ 間々下海岸の南側奥・三郎浜及び淡井浦海岸・和田浜海岸は遊泳禁止とします。
 - ウ 本村前浜海岸での水上オートバイは指定された地点（B 堤）から沖に向かって（その逆も）微速で航行し、離岸堤の沖で操船してください。
 - エ 水上オートバイ等は指定のエリア内とし、船舶等の入出航の安全確保のため新島港内（入出航を除く）若郷漁港内での操船を禁止します。また、漁業操業船や客船の航路及び工事区域に近寄らないでください。
 - オ SUP（サップ）・シーカヤックについては、森三下の棧橋から浜庄下棧橋まで及び、B 堤マリーナ内を可能区域と定めます。マナー・モラルをお守りお楽しみください。
 - カ SUP（サップ）・シーカヤック等は離発着以外ブイ遊泳エリア内には入らないでください。なお、離発着は小畑下突堤南側及びB 堤マリーナ内からエントリーし、遊泳者に対し十分な距離を保ち、接触事故等起こさないよう航行ください。なお、沖合の範囲については、申し合わせ期間中は安全のためにも離岸堤を越えないで下さい。
 - キ カヌーの離発着場所はB 堤マリーナ内のみとし、航行は指示されたエリアとします。
 - ク B 堤マリーナ内は遊泳可としますが、ライフガードを配置していませんのでご了承ください。
- (5) 水中銃の使用は全エリア禁止されています。簡易的なモリの使用については周りの安全に注意を払い使用ください。
- (6) ダイビングを行う場合は漁業協同組合の許可を受け指定された場所で行い、漁業権魚種（イセエビ・トコブシ・サザエ・天草等）の採取は厳禁です。（漁業権魚種を採取した際は漁業法・東京都漁業調整規則違反により罰します）

【関係協力団体】

新島警察署	☎04992-5-0381
新島観光協会	☎04992-5-0001
新島消防団（空港消防所）	☎04992-5-0630
新島村商工会	☎04992-5-1167
漁協若郷営業所	☎04992-5-0781
大島支庁新島出張所	☎04992-5-0281
港湾空港管理事務所	☎04992-5-1267
東海汽船(株)新島代理店	☎04992-5-0187
島しょ保健所新島支所	☎04992-5-1600
新島交通安全協会	
新島防犯協会	
新島自治会連合会	
若郷振興協議会	
本村診療所	☎04992-5-0083
式根島診療所	☎04992-7-0019
新島村役場	☎04992-5-0240

◎他人に迷惑を及ぼす行為の禁止について

- (1) 夜間、付近の静穏を害する騒音の発生行為の自粛
 - ア 飲食店、風俗営業等では夜間に窓・出入り口等を開放したまま営業したり、大声をだしたりして付近の住民に迷惑をかける行為はお控えください。
 - イ 民宿、旅館等では午後11時以降は縁台、中庭等での酒宴はお控えください。
- (2) 民宿、旅館等の門限については午後11時とします。

発行：新島村役場産業観光課観光商工係
☎04992-5-0284（直通）
令和3年6月28日

令和3年新島地区夏期申し合わせ事項

広報にいじまお知らせ版 No.14

～以下のことをお守りください～

※この申し合わせ事項の期間は7月23日（金）～ 8月31日（火）までとします。

★お客様の目にふれる場所にご掲示ください。

◎交通関係について

- (1) 前浜護岸上は許可を得ていない一般車両の進入は原則禁止とします。ただし、SUP・シーカヤック等、積み下ろしに苦慮する場合は事前に港湾空港管理事務所へ相談するなど許可を得てください。
- (2) 宮塚山へ登る道路については事故防止のため、自転車は通行禁止とします。
- (3) 平成新島トンネルは歩行者・自転車ともに通行禁止です。観光関係者の方は、観光客の皆様に周知徹底願います。
- (4) レンタカー以外の貸出しは自粛してください。（やむなく貸し出す場合は必ず免許証の確認をしてください）
- (5) レンタカー・レンタバイクを貸出す際には、事業主は必ず運転免許証の確認を行うとともに、シートベルト・ヘルメットの着用を徹底するよう指示してください。
- (6) 車輛の鍵は所有者が確実に管理してください。（所有者の責任を問われることがあります）
- (7) アルバイト（運転免許所持者）を採用した場合には、雇用主において徹底した交通指導をしてください。
- (8) 13歳未満が自転車に乗るときには、ヘルメットを装着させてください。

◎防犯及び事故防止関係について

- (1) 海岸での焚き火は原則禁止とします。
バーベキューについては野外炉を「三郎浜」及び「光と風と波の塔」内に設置してありますので、新島観光協会にお申込みのうえご利用ください。
- (2) 新島港から浜庄下突堤までの間は「年間を通して火気厳禁特別区域」となっています。
- (3) 打ち上げ花火は火事の防止に努め、指定区域海岸で海に向かって行ってください。★花火指定区域は「浜庄下突堤～森三下突堤」とします
なお、すべての花火は午後10時までとし、風の強い日は花火禁止の案内を防災無線放送で周知しますので花火の販売はお控えください。
また、警察・消防団からの指示・注意がある際は従ってください。
- (4) 釣りをする方はルールとマナーを守り、ライフジャケット着用の上、安全な場所で行ってください。また、天候や体調をみて無理な釣りは避けるようにしてください。
- (5) 漁業・港湾等関係者からの指示や注意には従うようにしてください。

◎その他

- (1) 民宿、旅館、飲食店、露店等の名義貸しの禁止を徹底してください。
- (2) 土地や店舗等は身元のわからない島外者へ貸さないでください。
- (3) サーフボード・ウェットスーツ・現金や貴重品の盗難防止、及び火災への予防措置を家主において指導してください。
- (4) ゴミの分別は村が指定した分別方法にて分別し、指定場所へ指定日にお出してください。
- (5) 羽伏浦海岸（メインゲート付近）への車輛進入はサーフィン大会等により規制する場合があります。
- (6) 地震や風水害が発生した時は、ただちに海岸から離れ、警察・消防・村役場の指示に従ってください。
- (7) 羽伏浦キャンプ場については期間中、一時閉鎖継続の可能性があります。（6月21日現在調査中）
- (8) 前浜の浮島前に日よけを設置していましたが、今年度より設置はしません。

◎新型コロナウイルス感染症感染拡大防止について

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大予防対策を引き続き行ってください。（施設や密になる場所ではマスクの着用、ソーシャルディスタンスの保持にご協力ください）
- (2) 感染症と思われる症状や体調異常を感じた場合は、できるだけ本人が保健所又は各診療所へ電話連絡し指示に従ってください。

【関係協力団体】

新島警察署	☎04992-5-0381
新島観光協会	☎04992-5-0001
新島消防団（空港消防所）	☎04992-5-0630
新島村商工会	☎04992-5-1167
漁協若郷営業所	☎04992-5-0781
大島支庁新島出張所	☎04992-5-0281
港湾空港管理事務所	☎04992-5-1267
東海汽船(株)新島代理店	☎04992-5-0187
島しょ保健所新島支所	☎04992-5-1600
新島交通安全協会	
新島防犯協会	
新島自治会連合会	
若郷振興協議会	
本村診療所	☎04992-5-0083
式根島診療所	☎04992-7-0019
新島村役場	☎04992-5-0240

発行：新島村役場産業観光課観光商工係
☎04992-5-0284（直通）
令和3年6月28日